

審議会提言（市町村と県の連携に関する報告書：平成18年3月）を踏まえた県の取組み

県市町村行政支援プラン（H18.3.31）	取組の状況															
<p>3 支援策（P1.2.3） 市町村の行政体制整備に向け、以下の支援を行う。</p>																
<p>(1) 市町村と県の連携体制の確立 市町村の自主的取組みだけでは解決困難な地域課題に対応するため、地方振興局に設置する「地域連携室」を通じ、課題解決に向けて出先機関が横断的に取り組むとともに、本庁に設置する「地域連携支援プロジェクトチーム」においても、部局横断的に支援していく。</p>	<p>(18年度)</p> <p>1 地域連携室の設置・運営</p> <p>(1) 地域連携室の設置・運営 4月 出先機関が連携して地域課題に対応するため「地域連携室」を各地方振興局に設置した。 通年 出先機関が部局横断的に地域課題の把握に努めるとともに、地域連携事業を通じて、地域課題解決に向けての手法等について調査、研究を行った。</p> <p>(2) 地域担当の配置 4月 各地域連携室においては、部局横断的な対応が必要となる提案や要望の相談窓口となる地域（市町村）担当を配置した。 市町村訪問回数（延べ数） 7地域連携室 444回 参考：年444回 / 60市町村 = 年7.4回 / 1市町村</p> <p>4～3月 地域担当が担当市町村への訪問活動（月1回程度）を通じ、情報収集、市町村状況の把握に努めた。 地域担当が、その訪問結果を地域連携室員会議に持ち寄り、その対応区分、対応方策等を検討のうえ地域課題の解決にあたっている。</p> <p>1 地域連携室員会議 構成～室長：地方振興局長、副室長：地方振興局次長、 室員：各出先事務所企画担当管理職（兼務）、 事務局：地域連携室担当（専任1名）</p> <p>2 地域連携室員会議開催数（延べ数） 7地域連携室 155回 参考：年155回 / 7連携室 = 年22.1回 / 1連携室</p> <p>(3) 主な検討課題</p> <table border="1" data-bbox="1249 1409 2798 1927"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th colspan="2">検討した課題、プロジェクト等の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県北</td> <td>県北地域ふるさと再発見事業</td> <td>野生生物による農作物被害対策</td> </tr> <tr> <td>県中</td> <td>三春さくら湖周辺のサイン設置検討</td> <td>道の駅整備に伴う周辺地域の環境対策</td> </tr> <tr> <td>県南</td> <td>県南地方情報発信力の強化 県南地域思春期保健対策推進事業</td> <td>南湖公園環境復元事業</td> </tr> <tr> <td>会津</td> <td>奥会津雪かたし交流ボランティア事業 管内市町村HP制作スキルアップ支援 木質バイオマス利用連絡会議</td> <td>ブロードバンド環境の整備 グリーンツーリズム・二地域居住情報の発信</td> </tr> </tbody> </table>	地区名	検討した課題、プロジェクト等の内容		県北	県北地域ふるさと再発見事業	野生生物による農作物被害対策	県中	三春さくら湖周辺のサイン設置検討	道の駅整備に伴う周辺地域の環境対策	県南	県南地方情報発信力の強化 県南地域思春期保健対策推進事業	南湖公園環境復元事業	会津	奥会津雪かたし交流ボランティア事業 管内市町村HP制作スキルアップ支援 木質バイオマス利用連絡会議	ブロードバンド環境の整備 グリーンツーリズム・二地域居住情報の発信
地区名	検討した課題、プロジェクト等の内容															
県北	県北地域ふるさと再発見事業	野生生物による農作物被害対策														
県中	三春さくら湖周辺のサイン設置検討	道の駅整備に伴う周辺地域の環境対策														
県南	県南地方情報発信力の強化 県南地域思春期保健対策推進事業	南湖公園環境復元事業														
会津	奥会津雪かたし交流ボランティア事業 管内市町村HP制作スキルアップ支援 木質バイオマス利用連絡会議	ブロードバンド環境の整備 グリーンツーリズム・二地域居住情報の発信														

南会津	只見川電源流域振興プロジェクト 南会津地方観光物産展の実施 道の駅ネットワークプロジェクト	只見町伝統食品プロジェクト ふるさと南会津、おもてなし空間形成プロジェクト 南会津中心市街地活性化支援
相 双	常磐自動車道開通を活用した地域活性化	産業人材の育成
いわき	中山間道路ネットワーク調査 いわき地方における観光アンケート調査 災害履歴マップ作成事業 歴史ある建造物調査を契機とした魅力再発見	いわき地域の製造業に関する調査 鮫川流域連携事業 アクアマリン倉庫群の改修整備検討

2 地域連携支援プロジェクトチームの設置・運営

4月 地域連携室の取組みを本庁においてバックアップするための体制として「地域連携支援プロジェクトチーム」を設置した。

4～3月

地域連携室における情報を共有し、連携しながら地域課題の解決にあたるため、必要に応じ地域連携支援プロジェクトチーム会議を開催した。(年3回開催)

(19年度予定)

1 地域連携室の運営

住民や市町村が地域づくりを行う上で生じる複雑・解決困難な諸課題について、迅速かつ柔軟に対応できるよう、地区担当による市町村訪問等を通じた情報収集を継続するなど、地域連携室の主体的な取組みを推進する。

18年度に取り組んだ地域課題をより一層掘り下げて検討するほか、市町村から持ち込まれる地域課題と併せて、必要に応じて独自のテーマを設定し、調査、検討を行う。

2 地域連携支援プロジェクトチームの運営

本庁においても、地域連携室の情報を共有し、適時・適切にそのバックアップを図る取組みを継続する(案件に応じて開催予定)。

《地域連携室運営上の課題》

1 組織横断的な課題

市町村訪問で寄せられる相談は、単独事務所で対応すべき案件がほとんどを占める。埋もれている組織横断的な地域課題を引き出すための取組みを強化する必要がある。市町村訪問時等に改めて、地域連携室の設置された趣旨等を説明、周知を図る。

2 定期訪問のマンネリ化

設置後、時間の経過や課題選定の困難性により、地域担当職員の定期訪問にマンネリ化が見られる。

地域担当職員の更なる意識改革に努めるとともに、県からの各種情報提供の場として活用するなど工夫する。

3 兼務職員の関わり方

連携室兼務職員の活動にバラツキが見られる。

地域連携室員会議等において、各地域担当職員間の情報交換に努め、活動のバラツキ解消を図る。

(2) 自治制度改革の研究・提言

より実情を踏まえた自治体運営が可能となるよう、市町村と県の連携による「地域密着型自治制度研究会議（仮称）」を設置して、地方自治法や個別法で画一的に定められている各種制度について市町村の規模等を踏まえた制度改革の提言や、住民が地域活動を実践する上で障壁となる過剰な規制や関与等についての研究及び改正提言等を行う。

「地域密着型地方自治制度研究会議」の設置・運営

(18年度)

構成員：6市、6町村、人事領域、市町村領域、各振興局地域連携室

下記により3回（7月、10月、1月）開催した。

テーマ：行政委員会制度、国・県の過剰関与

市町村・県職員を対象としたテーマに関するアンケート調査を実施

主に市町村の教育委員会について、一律的な必置が必要かについての議論

教育委員会制度における市町村と県の役割分担に係る議論

(19年度予定)

5回程度会議を開催する。

テーマとして想定しているもの

・行政委員会制度について（1回程度） ・国・県の過剰関与について（3回程度）

・必置規制について（2回程度）

・市町村と県の役割分担の在り方について（3回程度）

必要に応じて外部講師による助言を求める。

(3) オーダーメイド権限委譲

県側から移譲可能事務のリストを提供しながら、市町村が地域づくりを行う上で必要な権限を一括して移譲するなど、市町村の実情に応じた柔軟な権限移譲を行う。また、移譲後一定期間は市町村に対するサポート体制の充実を図ることにより、市町村の円滑な事務遂行を支援する。

オーダーメイド権限移譲の実施

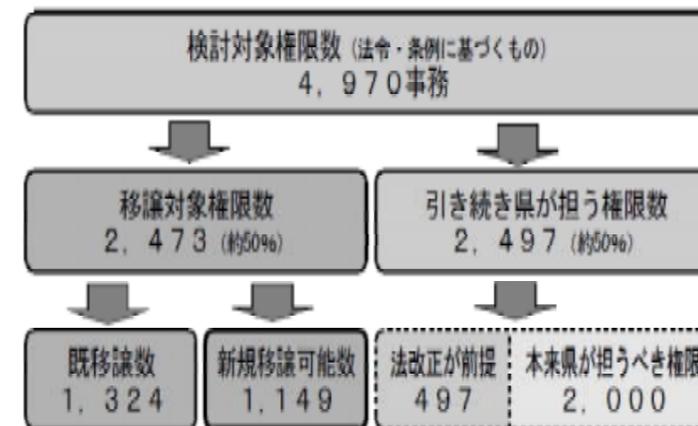
(18年度)

1 市町村の意向を踏まえた移譲可能リストの作成
市町村に対する説明会及び県作成リストに対する意見照会に基づき、移譲可能リストを提示（市町村が包括的にまちづくり等を進める観点からのパッケージ案も提示）

2 サポート体制のあり方の検討
移譲後の市町村における円滑な事務処理のための支援として、市町村の要望や実情に応じて出張による短期間の職員派遣を実施することとした。

3 市町村による権限の選択
提示したリストをもとに、市町村から移譲希望権限の選択を受けた。

対象22市町村、選択権限数199



※ あくまでも市町村の選択によって移譲を行うものであり、県から移譲を強要するものではない。

(19年度予定)

年度前半：選択権限についての市町村との具体的な協議の実施

年度後半：リストの見直し及び平成20年度に向けた市町村の選択の実施

(4) 行財政改革に対する助言等

行財政改革に取り組む市町村に対し、行財政運営の見通しを策定するにあたっての必要な助言や情報の提供、財政診断等の支援を行う。

行財政改革に対する助言等

(18年度)

1 市町村における「集中改革プラン」策定・公表に際して助言を行った。

2 市町村からの求めに応じ、地方振興局を通じ財政診断を実施した（4町村）。

(19年度予定)

市町村からの求めに応じ、行財政改革に対する助言、財政診断等を実施する。

(5) 自主財源確保への協力

自主財源の確保のため、市町村と連携し併任徴収や直接徴収等を実施するとともに、法定外税等市町村の新たな取組みの検討にあたっては、適時・適切に助言を行う。

(18年度)

- 1 市町村税務職員併任による個人住民税徴収（併任徴収）
6町村（本宮町、大玉村、石川町、矢吹町、柳津町、檜葉町各1名）で実施した。
効果
ア 徴収率の向上（特に滞繰分にかかる徴収率は前年度比5.81ポイントの増）
イ 滞納処分ノウハウの移転、差押さえの種類・件数増
ウ 基本方針の策定や高額滞納検討会の開催等の進行管理概念等の導入
エ 滞納、滞納処分に対する認識の変革（職員意識の向上）
- 2 地方税法48条に基づく徴取引継（直接徴収）
徴収困難案件の引継ぎ
全7県税事務所で実施
37市町村から736人、7,535件、約2億円強
徴収実績
約5千万円、徴収率24.8%
本制度の事前予告によるPR効果として、分納誓約や納付に結びついた事案が、90人、787件、2千8百万円（うち納付462万円）
- 3 法定外税等の検討市町村の新たな取組みへの助言
市町村からの求めに応じ随時実施した。

(19年度予定)

- 1 市町村税務職員併任による個人住民税徴収（併任徴収）
市町村からの希望を踏まえ実施する。
- 2 地方税法48条に基づく徴取引継（直接徴収）
新たに専任職員を県中、県南、会津各県税部に1名増員し徴収体制を強化する。
- 3 法定外税等の検討市町村の新たな取組みへの助言
- 4 その他
市町村税徴収力向上のため「市町村職員徴収実務研修」制度を立ち上げ、振興局県税部において市町村徴収職員の実務研修を実施する。

(6) 人的支援

市町村が地域の課題に対応する能力を強化するために必要な職員の能力向上に向け、人事交流や実務研修生の受入れ、専門的職員の派遣等の人的支援を行う。

人的支援

市町村の要請に応じて、相互人事交流及び実務研修の受入を実施した。

(18年度)

- ・相互人事交流 13市町 13名
- ・実務研修受入 14市町村 14名

(19年度)

- ・相互人事交流 12市町村 12名
- ・実務研修受入 14市町村 14名

<p>(7) 政策法務支援 地域の課題解決に向けた政策法務体制を強化するため、法的側面支援や条例規則化等制度設計への助言など、市町村への政策法務支援の充実を図る。</p>	<p>(18年度)</p> <p>1 政策法務体制の整備 文書法務グループに政策法務担当を2名設置するとともに、政策法務体制の強化のため、関係各部局に政策法務担当を依頼し、政策法務に係る意見交換や検討を行った。(会議の開催 7月、10月、3月)</p> <p>2 市町村における政策法務に係る支援 6月 県内市町村の法務に関するアンケート形式の調査を実施 7月・8月 政策法務に係る助言等を受けるための政策法務アドバイザーを設置 政策法務に係る県と市町村との意見交換会の提言・助言者として2名委嘱 県と市町村との意見交換会を開催 県内3方部 51市町村75名の参加</p> <p>(19年度予定)</p> <p>1 政策法務体制の整備 文書法務グループに引き続き政策法務担当を2名、関係各部局に政策法務担当を設置するとともに、引き続き関係各部局政策法務担当者打合せ会議を開催し、政策法務体制の強化のための意見交換と情報共有を行う。(3回程度開催予定)</p> <p>2 市町村における政策法務に係る支援 (1) 地域連携室の主体的な取組みを通じ、各地域の実状を踏まえた市町村に対する支援を継続する。 (2) 課題解決に向けた法的支援 6月以降 政策法務に係る県と市町村との意見交換を開催する。</p>
<p>(8) 広域的取組みの調整等 市町村が、他市町村との機関・職員の共同設置、事務の委託、一部事務組合の拡充、広域連合の設置等を選択しようとする場合、関係市町村間の調整等を行う。</p>	<p>(18年度)</p> <p>後期高齢者医療広域連合設立に対する支援 平成20年4月からの後期高齢者医療制度の施行に向けて、その運営主体として県内全市町村が加入する「福島県後期高齢者医療広域連合」が平成19年2月に設立された。 県としては、広域連合設立準備委員会事務局に対する人的支援として1名の県職員を駐在させるとともに関係グループによる助言等を積極的に行った。 19年度は広域連合事務局に対して、県職員3名を派遣し、平成20年度からの運用開始に向けての準備作業を支援する。</p>
<p>(9) 市町村と県の業務連携 (ア)事務の共同処理・受託の検討 市町村の円滑な業務体制を確保するため、広域連合などの制度活用も含め、市町村と県の事務の共同処理、事務の受託等について、制度化を含めて検討する。</p>	<p>市町村と県の業務の共同処理</p> <p>(18年度)</p> <p>市町村の実状に応じた円滑な業務執行体制の確保に資するため、市町村と県の業務連携を行うにあたっての県の基本的な考え方及び進め方を「市町村と県の業務連携(共同処理・受託)について～市町村の実状に応じた地域づくりの実現に向けて～」(平成19年3月)としてとりまとめた。</p> <p>(19年度予定)</p> <p>基本的考え方に基づき、市町村と県の業務連携(共同処理・受託)に取り組む。</p>

<p>(1) 専門的な業務支援システムの構築</p> <p>専門・高度技術機能を発揮する観点から、県が保有する専門的な知識や技術についてのデータベースを構築するとともに、現場主義の観点から、市町村との協働による解決に向けた組織運営の弾力化を図るなど、適時・適切な市町村支援のしくみについて検討する。</p>	<p>専門機能データベースの構築</p> <p>(18年度)</p> <p>システムに先駆けて、オーダーメイド権限移譲における専門的な支援が具体的な課題として存在したことから、データベース化に先行させて検討。</p> <p>年度前半： オーダーメイド権限移譲市町村説明会を活用して、市町村が求める県の専門性について議論</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門性を有する職員を抱えることは単独市町村では困難であることから、県の支援を期待する意見 ・専門職員を確保したとしても、効率的に活用できるか不安とする意見 ・県の支援に伴う費用弁償について不安とする意見 等 <p>年度後半： オーダーメイド権限移譲の実施にあたっては、助言の範囲内で職員の出張による専門的な支援を行うこととした。</p> <p>(19年度予定)</p> <p>年度前半に、市町村の意向も踏まえながら、県の専門機能についてのデータベース設置を検討・構築する。</p>
<p>4 具体的取組み事例 (P3、4)</p>	
<p>(1) 個人住民税(市町村民・県民税)の徴収支援</p> <p>市町村の徴収力向上のため、市町村税務職員併任による個人住民税徴収(併任徴収)、地方税法48条に基づく徴取引継(直接徴収)、相互人事交流制度を活用した徴収職員同士の人事交流を実施する。</p>	<p>上記3(5)のとおり。</p> <p>相互人事交流制度を活用した徴収職員同士の人事交流</p> <p>18年度：喜多方市と会津地方振興局県税部で交流を実施した。(1名)</p> <p>19年度：県中県税部と郡山市で交流を実施している。(1名)</p>
<p>(2) 地域における公共交通に関する協議調整</p> <p>地域における生活交通の確保等について、市町村と連携の上、課題解決のための事業等の調整や提案を行う。</p>	<p>(18年度)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市町村との合同での生活交通路線のアセスメント(評価)の実施 国と県で協調して補助している生活交通路線について、地域の実状を踏まえた生活交通路線の現状分析、課題抽出に向け、市町村と合同でバス事業者に対してのアセスメントを実施(平成18年7月)した。 2 市町村における「地域公共交通会議」設置に向けた支援 道路運送法の一部改正(平成18年10月1日施行)に伴い、市町村等において可能となった「地域公共交通会議」設置に向け、説明会及び助言等を実施した。 また、会議が設置された須賀川市、南会津町に対しては地方振興局が構成員として当該会議に参画した。 3 新交通システム(デマンド型乗合タクシー及び過疎地有償運送)の視察研修の実施 市町村における新交通システムを検討するため、市町村と合同で山形県川西町を視察、情報収集と情報提供を行った。(平成19年2月) 参加者：県内17市町村、37名 <p>(19年度予定)</p> <p>18年度に引き続き、以下の事業を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市町村との合同での生活交通路線のアセスメント(評価)の実施 2 市町村の「地域公共交通会議」設置に対する取り組み支援 3 その他 市町村担当者との現状分析、課題の抽出を行い、課題解決のための連絡調整や提案を実施する。また、新交通システムに関して情報収集を行い、市町村への情報提供を行う。

<p>(3) 消防救急無線広域化及び消防指令業務共同運用検討会設置 現在、各消防本部単位で運用している消防救急無線についての広域化・共同化及び消防指令業務の共同運用について、広域化や共同運用の区域、運用方法等を検討するため、県と各消防本部で検討会を設置し、広域化及び共同運用に向けた調査研究を行う。</p>	<p>(18年度) 消防救急無線広域化及び消防指令業務共同運用ワーキンググループ及び検討会での検討 電波法の改正により、消防救急無線については平成28年5月までに、これまでのアナログ方式をデジタル方式に切り替えるために無線設備の全面的な更新が必要である。 このため、従来は各消防本部が単独で行っていた消防無線の更新について、消防力の効率的運用や整備費用の低減化を図る観点から消防救急無線の広域化・共同化と消防指令業務の共同運用について、県内消防本部の担当者とともに検討を行った。 ・ワーキンググループ（構成員：代表4消防本部、県消防長会、県） 開催回数：年4回 ・検討会（構成員：県内全12消防本部、県消防長会、県） 開催回数：年3回</p> <p>(19年度予定) 平成18年度に引き続きワーキンググループ及び検討会において、さらに検討を進める。</p>
<p>(4) 水道事業の広域的取組みの支援 市町村経営を原則とする水道事業における運営基盤強化のための有力な方策のひとつである、経営統合や管理の一体化を含む新たな広域化の取組みに対して適時・適切な支援を行う。また、地域の実情に即した広域化のあり方について、共同研究・提言を行う。</p>	<p>(18年度) 1 県南地域を対象とした事例研究の実施 「地域水道ネットワークの形成」を推進するため、県南地域を対象とし、地域の実状に即した広域的取組みのあり方について、各市町村等水道事業者の参加・協力を得て事例研究を実施した。 実施期間 平成18年9月～平成19年3月 内 容 検討会4回、アンケート調査5回、ヒアリング調査1回</p> <p>2 「災害等危機発生時の対応」に係る対策マニュアル（案）の作成 広域的取組みの具体例として、参加者から特に要望の強かった「災害等危機発生時の対応」について、市町村の枠組みを越えた相互応援を可能とする実働的な対策マニュアル（案）を作成した。</p> <p>(19年度予定) 本県の実状に即した水道事業の広域的取組のあり方について取りまとめ、市町村に示すことにより、「地域水道ネットワークの形成」に向けた市町村の取組みを支援する。</p>
<p>(5) 国民健康保険の運営の共同化・広域化支援 国民健康保険の厳しい財政運営を支援するため、隣接する市町村等との国民健康保険事業の共同実施化や広域連合等の設立による国保の広域運営化を行おうとする市町村に対し、調査研究・実施等の環境づくりや調整交付金等による支援を行う。</p>	<p>(18年度) 「福島県国民健康保険調整交付金」による支援 ・国保運営の広域化（市町村合併）に伴う不均一課税の解消を促進するため交付金による支援を行った。 （3市町二本松市、喜多方市、南会津町 計37,876千円） ・「高額医療費共同事業」及び「保険財政共同安定化事業」の実施に当たり、拠出金の額が交付金の額を著しく上回った市町村に対し交付金による支援を行った。 （12町村 桑折町、檜枝岐村、只見町、北塩原村、金山町、矢祭町、塙町、泉崎村、古殿町、小野町、双葉町、浪江町 計37,409千円）</p> <p>(19年度予定) 1 「福島県国民健康保険調整交付金」による支援 ・国保運営の広域化に伴う不均一課税解消に向け支援する。 ・「高額医療費共同事業」及び「保険財政共同安定化事業」へ支援する。</p> <p>2 「福島県国民健康保険広域化等支援基金」による支援 国保運営の広域化を行う市町村に対し支援する。</p>

(6) 市町村と県が共同で行う医師確保事業

厳しい医師不足の中で、市町村立病院及び診療所、県立病院の医師確保については各市町村、県がそれぞれ行っているが、円滑な医師確保及び適正な医師配置のため、奨学金支給による医師確保を市町村と県が共同で行うことや、市町村と県がネットワークを組みながら医師の配置調整を行うことについて研究する。

(18年度)

- 1 へき地医療支援総合調整会議の開催
2月 へき地医療支援総合調整会議を開催し、自治医科大学卒業生である医師の配置調整を行った。
・平成19年度市町村(広域市町村圏組合を含む)立病院、診療所への配置医師数 4名
- 2 医師派遣事業の実施
県立医科大学に33名の医師(助手)を配置し、公的病院への医師派遣を実施した。
・平成18年度の市町村(広域市町村圏組合を含む)立病院への医師派遣数 13名
- 3 県立病院からの診療応援
県立宮下病院から金山町国民健康保険診療所に診療応援を行った。
- 4 へき地医療医師確保修学資金貸与制度の運用
将来、へき地医療に従事しようとする医学部学生に修学資金を貸与した。
・平成18年度新規貸与者数 3名
- 5 医師募集
県のホームページ、医療情報誌やインターネットの医師募集サイトによる医師の公募を行った。

(19年度予定)

平成18年度に引き続き、へき地医療支援総合調整会議の開催、医師派遣事業の実施、県立病院からの診療応援、へき地医療医師確保修学資金貸与制度の運用、医師募集を行うとともに、新たに県立医科大学に10名の医師(助手)を増員し、地域の病院への派遣拡大を図る。